

# 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規則の改正案について

教育政策課

## 1 概要

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「新法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなった。

長野県における個人情報保護制度は、これまで「個人情報の保護に関する条例」（平成 3 年長野県条例第 2 号。以下「現行条例」という。）により定めていたが、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例（法施行条例）を制定したことに伴い、関係規則を改正する。

## 2 改正予定規則

### (1) 教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則【廃止】

現行条例の廃止に伴い、同条例の施行規則を廃止する

### (2) 教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則【新設】

法施行条例の新設に伴い、同条例の施行規則を新設する

### (3) 長野県教育委員会事務処理規則【一部改正】

現地機関の長が専決する事項中「個人情報の保護に関する事項」に規定されている事項のうち、現行条例を根拠とするものについて、新法を根拠とするよう改正する

## 3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

## 個人情報の保護に関する法律施行条例（R5. 4. 1 施行）の概要

### 1 国の個人情報保護制度の見直し

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「新法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなった。

#### 【法改正の趣旨】

個人情報保護とデータ流通の両立 【法改正の内容】全国的な共通ルールを法律で規定

### 2 条例制定の理由及び内容

現行の長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号。以下「現行条例」という。）の規定の大半が新法に規定されていることから、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例（法施行条例）を制定。なお、個人情報保護の水準は、新法の許容範囲内で維持。

	主な事項	新法	新条例	備考
総則	① 個人情報、個人情報ファイル、要配慮個人情報等の定義	○	×	【規定不要】 ：現行条例と同一の規定が新法にあるため
	② 地方公共団体の個人情報の適正な取扱いに関する責務	○	×	
個人情報の取扱い	③ 個人情報の保有及び利用・提供の制限	○	×	【水準維持】 ：現行のサービス水準を維持するため
	④ 個人情報の安全管理措置、漏えい等の報告	○	×	
開示請求等	⑤ 個人情報の本人数に関わらない個人情報ファイル簿の作成・公表	○ (千人以上)	○ (全て)	【規定不要】 【水準維持】 (30 日) (15 日)
	⑥ 開示請求の対象、請求手続及び不開示情報の類型	○	×	
	⑦ 開示請求に対する開示決定の期限	○ (30 日)	○ (15 日)	
	⑧ 不開示理由がなくなる期日の明示義務	×	○	
	⑨ 公文書の写し等の交付の際の実費徴収	×	○	
審査請求	⑩ 訂正・利用停止請求の対象、請求手続	○	×	【規定不要】
	⑪ 開示決定等に対する審査請求の諮問	○	×	
匿名加工情報	⑫ ⑪の諮問先の機関（個人情報保護審査会）の組織及び運営事項	×	○	【水準維持】
	⑬ 行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の手続	○	×	【規定不要】
罰則	⑭ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額	×	○	【委任事項】
	⑮ 行政機関の職員等の守秘義務違反に対する罰則 等	○	×	【規定不要】
	⑯ 個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則	×	○	【水準維持】

教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布  
します。

令和5年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15  
年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及  
び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の施行に  
ついては、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長野県規則  
第 号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委  
員会規則第3号）は、廃止する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和5年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(4)を次のように改める。

(4) 個人情報の保護に関する事項

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく次の事項

- (ア) 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示
- (イ) 第68条第2項の規定による通知
- (ロ) 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供
- (エ) 第70条の規定による制限及び措置の要求
- (オ) 第71条第1項の規定による同意の取得
- (カ) 第71条第2項の規定による情報の提供
- (キ) 第71条第3項の規定による情報の提供
- (ク) 第72条の規定による制限及び措置の要求
- (ケ) 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- (コ) 第77条第3項の規定による補正の要求
- (チ) 第82条第1項の規定による決定及び通知
- (シ) 第82条第2項の規定による決定及び通知
- (ス) 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (セ) 第86条第1項の規定による通知
- (ソ) 第86条第2項の規定による通知
- (タ) 第86条第3項の規定による通知
- (チ) 第87条第1項の規定による開示の実施
- (ツ) 第91条第3項の規定による補正の要求
- (テ) 第92条の規定による訂正の実施
- (ト) 第93条第1項の規定による決定及び通知
- (チ) 第93条第2項の規定による決定及び通知
- (ニ) 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (ヌ) 第95条の規定による通知

- (ネ) 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
  - (ノ) 第97条の規定による通知
  - (ハ) 第99条第3項の規定による補正の要求
  - (ヒ) 第100条の規定による利用停止の実施
  - (フ) 第101条第1項の規定による決定及び通知
  - (ヘ) 第101条第2項の規定による決定及び通知
  - (ホ) 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
  - (マ) 第103条の規定による通知
  - (シ) 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
  - (ス) 第114条第1項（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査
  - (セ) 第114条第2項（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - (テ) 第114条第3項（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - (ヤ) 第115条（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結
  - (ユ) 第116条第1項の規定による加工
  - (ヨ) 第120条の規定による契約の解除
  - (ラ) 第123条第1項の規定による公表及び明示
- イ 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の規定に基づく次の事項
- (ア) 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
  - (イ) 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
  - (ウ) 第4条第3項の規定による通知

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育政策課

○長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(別表第5) (第7条関係)            所の長が専決する事項            1 所の長が共通して専決する事項            (1)及び(3) 略            (4) 個人情報の保護に関する事項  <u>ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく次の事項</u>  <u>(ア) 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示</u>  <u>(イ) 第68条第2項の規定による通知</u>  <u>(ウ) 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供</u>  <u>(エ) 第70条の規定による制限及び措置の要求</u>  <u>(オ) 第71条第1項の規定による同意の取得</u>  <u>(カ) 第71条第2項の規定による情報の提供</u>  <u>(キ) 第71条第3項の規定による情報の提供</u>  <u>(ク) 第72条の規定による制限及び措置の要求</u>  <u>(ケ) 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成</u></p> <p><u>(コ) 第77条第3項の規定による補正の要求</u>  <u>(サ) 第82条第1項の規定による決定及び通知</u>  <u>(シ) 第82条第2項の規定による決定及び通知</u></p> <p><u>(ス) 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知</u>  <u>(セ) 第86条第1項の規定による通知</u>  <u>(ソ) 第86条第2項の規定による通知</u>  <u>(タ) 第86条第3項の規定による通知</u>  <u>(チ) 第87条第1項の規定による開示の実施</u></p>	<p>(別表第5) (第7条関係)            所の長が専決する事項            1 所の長が共通して専決する事項            (1)及び(3) 略            (4) 個人情報の保護に関する事項  <u>長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の規定に基づく次の事項</u></p> <p><u>ア 第3条第1項の規定による個人情報取扱事務登録簿の作成</u>  <u>イ 第4条第6項の規定による通知</u>  <u>ウ 第4条第7項の規定による記録情報の収集目的の明示</u>  <u>エ 第5条第2項の規定による記録情報の利用又は提供</u>  <u>オ 第5条第4項の規定による通知</u>  <u>カ 第5条第5項の規定による制限及び措置の要求</u>  <u>キ 第8条第1項の規定による措置の要求</u>  <u>ク 第11条第3項の規定による補正の要求</u>  <u>ケ 第16条第1項の規定による決定及び通知</u>  <u>コ 第16条第2項の規定による決定及び通知</u>  <u>サ 第17条第2項の規定による期間の延長及び通知</u>  <u>シ 第17条第3項の規定による開示決定等及び通知</u>  <u>ス 第18条第1項の規定による事案の移送及び通知</u>  <u>セ 第19条第1項の規定による通知</u>  <u>ソ 第19条第2項の規定による通知</u>  <u>タ 第19条第3項の規定による通知</u>  <u>チ 第20条第1項の規定による開示の実施</u></p>

- (ツ) 第91条第3項の規定による補正の要求
- (テ) 第92条の規定による訂正の実施
- (ト) 第93条第1項の規定による決定及び通知
- (ナ) 第93条第2項の規定による決定及び通知
- (ニ) 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (ヌ) 第95条の規定による通知
- (ネ) 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (ノ) 第97条の規定による通知
- (ハ) 第99条第3項の規定による補正の要求
- (ヒ) 第100条の規定による利用停止の実施
- (フ) 第101条第1項の規定による決定及び通知
- (ヘ) 第101条第2項の規定による決定及び通知
- (ホ) 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (マ) 第103条の規定による通知

- (ミ) 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
- (ム) 第114条第1項（第118条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定による審査
- (メ) 第114条第2項（第118条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定による通知
- (モ) 第114条第3項（第118条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定による通知
- (ヤ) 第115条（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定  
による契約の締結
- (ユ) 第116条第1項の規定による加工
- (ヨ) 第120条の規定による契約の解除
- (ラ) 第123条第1項の規定による公表及び明示
- イ 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）  
の規定に基づく次の事項
- (ア) 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
- (イ) 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (ウ) 第4条第3項の規定による通知

2 略

- ツ 第24条第3項の規定による補正の要求
- テ 第25条の規定による訂正の実施
- ト 第27条第1項の規定による決定及び通知
- ナ 第27条第2項の規定による決定及び通知
- ニ 第28条第2項の規定による期間の延長及び通知
- ヌ 第29条第1項の規定による事案の移送及び通知
- ネ 第30条の規定による通知
- ノ 第32条第3項の規定による補正の要求
- ハ 第35条第1項の規定による決定及び通知
- ヒ 第35条第2項の規定による決定及び通知
- フ 第36条第2項の規定による期間の延長及び通知
- ヘ 第37条第1項の規定による通知

2 略